

浜松市告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年8月18日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年8月18日から2週間浜松市中央土木整備事務所（三方原）において一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	三幸大原線	浜松市中央区大原町28番2地内から 浜松市中央区大原町44番2地内まで	前	最小 8.60m ～ 最大 8.60m	37.6m
			後	最小 8.60m ～ 最大 38.2m	
市道	大原1号線	浜松市中央区大原町28番2地内から 浜松市中央区大原町43番2地内まで	前	最小 6.90m ～ 最大 6.90m	45.7m
			後	最小 8.50m ～ 最大 39.0m	
市道	豊岡2号線	浜松市中央区大原町379番1地内から 浜松市中央区大原町360番7地内まで	前	最小 8.00m ～ 最大 8.00m	14.8m
			後	最小 8.00m ～ 最大 38.0m	